

令和6年度診療報酬改定で新設

歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

を算定しましょう！

歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)(1日につき)

1	初診時	10点
2	再診時等	2点
3	歯科訪問診療時	
イ	同一建物居住者等以外の場合	41点
ロ	同一建物居住者の場合	10点

➡ 評価料の収入の全額を賃上げ(職員のベア等)に充当しましょう

届出は簡単、「3」ステップ！！

STEP1

「届出書」、「賃金改善計画書」を作成
(届出については、次ページへ)

STEP2

メールで提出 ※紙面での提出も可
(6月から算定する場合、R6.5.2～R6.6.3
までに地方厚生局へ提出)

STEP3

評価料の算定 & 賃上げを開始

届出時に作成する書類

① 届出書（特掲診療料の施設基準）

必要な
情報

- 医療機関情報（医療機関コード・住所・開設者名など）

② 届出書の添付書類（様式95）

必要な
情報

- 賃金改善の対象職員数

様式95
〔 外来・在宅ベースアップ評価料(1) 〕 の施設基準に係る届出書添付書類
〔 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(1) 〕

1 保険医療機関コード 1234567
保険医療機関名 ●●歯科医院

2 届出を行う評価料
 外来・在宅ベースアップ評価料(1)
 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(1)

3 外来医療等の実施の有無
 外来医療又は在宅診療を実施している保険医療機関(医科)
 外来医療又は在宅診療を実施している保険医療機関(歯科)

4 対象職員(常勤換算)数
5.0 人
※ 対象職員とは、主として医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く。)をいう。
※ 〇より大きい数であればよい。

③ 計画書の計算シート（賃金引き上げ計画書作成のための計算シート）

必要な
情報

- 対象職員の給与総額（直近の1年）
- 初診料等・再診料等・訪問診療料の算定回数（1～3ヶ月程度の過去実績）

給与総額：

基本給、調整手当、役職手当、資格手当、住居手当、家族手当、通勤手当、その他毎月支払われる手当、賞与、超過勤務手当、夜勤手当、深夜割増手当、休日勤務割増手当、交代勤務手当、呼出手当、その他都度支払われる手当 など

④ 計画書（（診療所）賃金改善計画書）

必要な
情報

- 実施期間など
- 評価料の収入（算定金額）の見込み
※③の計算シートから自動入力
- 賃金改善実施見込み（賃上げの予定総額）
- 賃金引き上げを行う方法（就業規則、賃金規程などを選択）

別添
（歯科診療所）賃金改善計画書（令和 6 年度分）

保険医療機関コード 1234567
保険医療機関名 ●●歯科医院

Ⅰ. 賃金引き上げの実施方法及び賃金改善実施期間等
(1) 賃金引き上げの実施方法
 令和6年度又は令和7年度において、一律の引き上げを行う。
 令和6年度及び令和7年度において、段階的な引き上げを行う。

(2) 賃金改善実施期間
令和 6 年 8 月 1 日 ～ 令和 7 年 9 月 31 日 10 ヶ月
※ 令和7年度の賃金改善期間の計画については、令和8年3月を原則として、令和8年4月及び5月についても、ベースアップ評価料を算定し、賃金引き上げを維持することを前提とする。

(3) ベースアップ評価料算定期間
令和 6 年 8 月 1 日 ～ 令和 7 年 9 月 31 日 10 ヶ月

Ⅱ-1. 歯科ベースアップ評価料による算定金額の見込み【(3)の期間中】

(4) 算定金額の見込み	400,000 円
〔 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(1) 等による算定金額の見込み 400,000 円 〔 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(2) 等による算定金額の見込み 4,000 円 〔 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(2) 等(臨時等)の算定額の見込み - 円 〔 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(2) 等(臨時等)の算定額の見込み - 円 〔 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(2) 等(臨時等)の算定額の見込み - 円 〔 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(2) 等(臨時等)の算定額の見込み - 円 (5) 令和7年度への繰越予定額(令和6年度届出時のみ記載) 100,000 円 (6) 前年度からの繰越額(令和7年度届出時のみ記載) 0 円 (7) 算定金額の見込み〔繰越額調整後〕【(4)-(5)+(6)】 300,000 円	

Ⅱ-2. 全体の賃金改善の見込み額【(2)の期間中】

(8) 全体の賃金改善の見込み額	350,000 円
(9) うちベースアップ評価料による算定金額の見込み【(7)の再掲】	300,000 円
(10) うち(9)以外によるベースアップ等実施額	20,000 円
(11) うち定期昇給相当分	30,000 円
(12) うちそのほか【(9)-(10)-(11)】	0 円

○ 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。
Ⅲ. 対象職員(全特)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項
(13) 対象職員の平均換算数〔賃金改善実施期間(2)の開始月終〕 5.6 人
(14) 賃金改善する前の対象職員の基本給等総額〔賃金改善実施期間(2)の開始月〕 1,250,000 円
(15) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額〔賃金改善実施期間(2)の開始月〕 1,280,000 円
(16) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(15)-(14)】 30,000 円
(17) うち定期昇給相当分 2,500 円
(18) うちベースアップ等実施分 27,500 円
(19) ベース等による賃金増額【(10)÷(14)】 2.2% 円

Ⅳ. 賃金引き上げを行う方法
(10) 賃金引き上げの方法
 就業規則の見直し
 賃金規程の見直し
 その他の方法：具体的に()
(11) 賃金規程を見直し、「ベースアップ評価料手当」(専従職員●●円/月、その他職員●●円/月)を新設した。

ベースアップとは：

- 賃金表等の改定等による賃金水準の引上げ
- 給与規程や雇用契約に定める基本給の引上げ
- 毎月支払われる手当の増額・新設
(例) 賃金表がなくても「ベースアップ評価料手当」を新設し、毎月決まった額を従来の基本給に上乗せして支給する方法が可能